

茨城県土木部 1 級水準点網管理要領

目 次

- 第 1 条 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第 2 条 定 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第 3 条 管 理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第 4 条 使 用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第 5 条 工事施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第 6 条 撤去及び移設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第 7 条 機能回復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第 8 条 法に基づく諸手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第 9 条 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第10条 測量施行者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第11条 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 別紙・様式等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

平成 3 1 年 2 月
茨城県土木部用地課

茨城県土木部 1 級水準点網管理要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び茨城県公共測量作業規程（平成 20 年 7 月 30 日付け国国地第 335 号。以下「作業規程」という。）の規定に基づき、茨城県土木部が設置した公共基準点の使用方法及び管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において公共基準点とは、法及び作業規程に基づき茨城県土木部が設置した別紙 1 に記載する 1 級基準点及び 1 級水準点をいう。

（管理）

第 3 条 公共基準点の管理者（以下「基準点管理者」という。）は、土木部用地課長とする。

（使用）

- 第 4 条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に「茨城県公共基準点使用承認申請書」（様式第 1 号）を基準点管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 基準点管理者は、前項の規定により使用者から申請のあった公共基準点の使用の内容に支障が認められないときは、「茨城県公共基準点使用承認書」（様式第 2 号）を使用者に交付するものとする。
 - 3 使用者は、公共基準点の使用に際し、「茨城県公共基準点使用条件」（別紙 2）を厳守しなければならない。
 - 4 使用者は、公共基準点の使用が完了したときは、遅滞なく「茨城県公共基準点使用報告書」（様式第 3 号）により、使用結果を基準点管理者に報告するものとする。

（工事施工）

- 第 5 条 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、事前に「茨城県公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第 4 号）を基準点管理者に提出するものとする。ただし、工事施工者があらかじめ基準点管理者に公共基準点の撤去又は移設の承認を申請し、又は協議をする場合は、当該届出書の提出を省略することができるものとする。
- 2 前項に規定する「効用に支障をきたすおそれのある工事」とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から 45 度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
 - (2) 杭打ち又は杭抜き工事等の振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事
 - (3) 公共基準点の測量標及びその構造物近辺の舗装工事
 - (4) その他公共基準点に支障をきたすと思われる工事等
 - 3 第 1 項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
 - (1) 位置図、平面図、断面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点及びその周辺が確認できるもの）
 - 4 基準点管理者は、第 1 項の届出を受けた場合において、工事施工者に対し、公共基準点の機能保全のため、事前及び事後の比較観測等の必要措置を講じるよう指示することができる。
 - 5 工事施工者は、工事が完了したときは、遅滞なく「茨城県公共基準点付近での工事完了報告書」（様式第 5 号）を基準点管理者に提出するものとする。
 - 6 本条に定める工事により公共基準点に支障をきたした場合は、第 7 条による。

（撤去又は移設）

- 第 6 条 工事施工者が、公共基準点を撤去し、又は移設する必要がある場合には、事前に「茨城県公共基準点撤去・移設承認申請書」（様式第 6 号）を基準点管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 基準点管理者は、前項の申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、「茨城県公共基準点撤去・移設承認書」（様式第 7 号）を工事施工者に交付するものとする。
 - 3 第 1 項に規定する申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (3) 移設位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
 - 4 公共基準点の設置されている土地、建物等の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を撤去し、又は移設する必要がある場合は、土地所有者等は、「茨城県公共基準点撤去・移設請求書」（様式第 8 号）を基準点管理者に提出するものとする。

（機能回復）

- 第 7 条 工事施工者が、公共基準点を撤去、滅失、き損等によりその効用に支障をきたしたとき、又は工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損したときは、これらの者（以下「事故原因者」という。）は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設し、その測量の成果を修正する（以下「機能回復」という。）ものとする。
- 2 事故原因者は、機能回復を完了したときは、遅滞なく「茨城県公共基準点機能回復完了届」（様式第 9 号）を管理者に提出しなければならない。
 - 3 機能回復は作業規程に基づき実施し、前項の完了届の提出に際しては、作業規程第 15 条に基づく測量成果の検定を受け、別表第 1 に定める成果品を基準点管理者に提出しなければならない。

（法に基づく諸手続き）

第 8 条 第 4 条から第 7 条までの規定において、公共測量に該当する場合には、法に基づく諸手続きを行うものとする。

（費用負担）

- 第 9 条 機能回復に要する費用は、事故原因者が負担するものとする。
- 2 第 6 条第 4 項に規定する公共基準点の撤去又は移設に要する費用は、基準点管理者が負担するものとする。

（測量施行者の選定）

第 10 条 事故原因者は、機能回復のための測量を行うときは、法第 48 条に定める測量士を選定するものとする。

（その他）

第 11 条 この要領によりがたい場合、または定めのない事項についての取扱いは、その都度、基準点管理者と関係当事者との間で協議し、決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 3 年 11 月 19 日から施工する。

別表第 1

成 果 品	1. 成果表	11. 観測データファイル 電子媒体(CD-R)
	2. 点の記	12. 建標承諾書
	3. 平均図	13. 基準点現況調査報告書
	4. 基準点網図	14. 基準点標識
	5. 観測図	15. その他の資料
	6. 観測手簿	
	7. 観測記簿	
	8. 計算簿	
	9. 精度管理表	
	10. 点検測量データリスト	
関 係 書 類	1. 茨城県公共基準点使用承認申請書 (様式第 1 号)	
	2. " 使用承認書 (様式第 2 号)	
	3. " 使用報告書 (様式第 3 号)	
	4. " 付近での工事施工届出書 (様式第 4 号)	
	5. " 付近での工事完了報告書 (様式第 5 号)	
	6. " 撤去・移設承認申請書 (様式第 6 号)	
	7. " 撤去・移設承認書 (様式第 7 号)	
	8. " 撤去・移設請求書 (様式第 8 号)	
	9. " 機能回復完了届 (様式第 9 号)	

別紙 1

通し NO.	標識番号	測量計画機関	所在地
1	NO.1	水戸土木事務所	石岡市旭台 2 丁目 18 番 3
2	NO.2	水戸土木事務所	小美玉市栗又四ヶ字東原田 2404 番 1
3	NO.3	水戸土木事務所	小美玉市栗又四ヶ字八幡 987 番 1
4	NO.4	水戸土木事務所	小美玉市小川字亀井田 948 番 5 地先
5	NO.5	水戸土木事務所	行方市沖洲字常福寺
6	NO.6	水戸土木事務所	小美玉市幡谷字郷地 386 番 2 地先
7	NO.7	水戸土木事務所	小美玉市与沢 2294 番地先
8	NO.8	水戸土木事務所	小美玉市上合字大砂原内 1418 番 15 地先
9	NO.9	水戸土木事務所	小美玉市上合字滝ノ町 1 番 2 地先
10	NO.10	水戸土木事務所	茨城町大字鳥羽田 1018 番地先
11	NO.11	水戸土木事務所	茨城町大字秋葉 1324 番地先
12	NO.12	水戸土木事務所	小美玉市倉数字原山 654 番 1 地先
13	NO.13	水戸土木事務所	鉾田市借宿字小川道 2224 番 3 地先
14	NO.14	水戸土木事務所	鉾田市当間 337 番 1 地先
15	NO.15	水戸土木事務所	鉾田市塔ヶ崎 1298 番 1 地先
16	NO.17	水戸土木事務所	鹿嶋市大字谷原宇西大縄場 1590 番
17	NO.18	水戸土木事務所	鹿嶋市大字爪木 1689 番 2
18	NO.19	水戸土木事務所	鹿嶋市大字沼尾 459 番地の 3
19	NO.20	水戸土木事務所	鹿嶋市大字中 1729 番 3
20	NO.21	水戸土木事務所	鹿嶋市大字武井 264 番
21	NO.22	水戸土木事務所	鉾田市上幡木 332 番地先
22	NO.23	水戸土木事務所	鉾田市札 1501 番地先
23	NO.24	水戸土木事務所	鉾田市阿玉字井ノ埜 138 番 2
24	NO.25	水戸土木事務所	鉾田市二重作 443 番
25	NO.26	水戸土木事務所	鉾田市安塚地先
26	NO.27	水戸土木事務所	鉾田市柏熊字笠貫 999 番 2
27	NO.28	水戸土木事務所	鉾田市滝浜 521 番 2 地先
28	NO.29	水戸土木事務所	鉾田市勝下 768 番 1 地先
29	NO.30	水戸土木事務所	鉾田市荒地 582 番 1 地先
30	NO.31	水戸土木事務所	鉾田市上釜 411 番 1 地先

31	NO.32	水戸土木事務所	鉦田市上釜 4207 番 1 地先
32	NO.33	水戸土木事務所	水戸市平戸町 489 番 1 地先
33	NO.34	水戸土木事務所	水戸市塩崎町 1450 番地先
34	NO.35	水戸土木事務所	水戸市東前町 807 番地先
35	NO.36	水戸土木事務所	水戸市谷田町 268 番 4 地先
36	NO.37	筑西土木事務所	筑西市玉戸 1830 番地先
37	NO.38	筑西土木事務所	筑西市玉戸 987-16 番地先
38	NO.39	筑西土木事務所	筑西市外塚 607 番地先
39	NO.40	筑西土木事務所	筑西市横塚 234-1 番地先
40	NO.41	筑西土木事務所	桜川市中泉 1010-2 番地先
41	NO.42	筑西土木事務所	桜川市鉦田 360-1 番地先
42	NO.43	筑西土木事務所	桜川市西桜川一丁目 35 番地先
43	NO.44	筑西土木事務所	桜川市友部 452-2 番地先
44	NO.45	筑西土木事務所	桜川市西小塙 558 番地先
45	NO.46	筑西土木事務所	笠間市福原 1028 番地先
46	NO.47	筑西土木事務所	笠間市福原 2215-1 番地先
47	NO.48	筑西土木事務所	笠間市稲田 4685 番地先
48	NO.49	筑西土木事務所	笠間市稲田 3547 番地先
49	NO.50	筑西土木事務所	桜川市犬田 167 番地先
50	NO.51	筑西土木事務所	桜川市本木 1572-1 番地先
51	NO.52	筑西土木事務所	桜川市真壁町上小幡 1636 番地先
52	NO.53	筑西土木事務所	桜川市真壁町白井 522-5 番地先
53	NO.54	筑西土木事務所	桜川市真壁町田 1278 番地先
54	NO.55	筑西土木事務所	桜川市真壁町東山田 229-5 番地先
55	NO.56	筑西土木事務所	桜川市真壁町椎尾 3757 番地先
56	NO.57	筑西土木事務所	桜川市真壁町酒寄 867-1 番地先
57	NO.58	筑西土木事務所	つくば市大字国松字窪 1694 番地先
58	NO.59	筑西土木事務所	つくば市中菅間 1481 番地先
59	NO.60	水戸土木事務所	石岡市鹿の子 1 丁目 9426 番地先
60	NO.61	水戸土木事務所	石岡市大字石岡字根当 16179 番地先
61	NO.62	水戸土木事務所	小美玉市羽鳥橋上 3302 番地先
62	NO.63	水戸土木事務所	石岡市真家字神影 2655-5 番地先
63	NO.64	水戸土木事務所	笠間市泉字巴川 3226 番地先

64	NO.65	水戸土木事務所	笠間市下郷字白旗 5140 番地
65	NO.66	水戸土木事務所	笠間市南小泉字後田 965 番地先
66	NO.67	水戸土木事務所	笠間市大田町字寄井 217-1 番地先
67	NO.68	水戸土木事務所	笠間市手越字逆川 529-1 番地先
68	NO.69	水戸土木事務所	笠間市土師字桑ノ木 1384-1 番地先
69	NO.70	水戸土木事務所	笠間市住吉 1371-3 番地先
70	NO.71	水戸土木事務所	笠間市仁古田字堤ノ下 1485 番地
71	NO.72	水戸土木事務所	茨城町市野曾 1837-1 番地先
72	NO.73	水戸土木事務所	茨城町越安 1397 番地
73	NO.74	水戸土木事務所	水戸市文京二丁目 2127 番地先
74	NO.75	水戸土木事務所	水戸市渡里町 3209-2 番地先
75	NO.76	水戸土木事務所	城里町大字那珂西 3174-1 番地先
76	NO.77	水戸土木事務所	城里町大字那珂西字八幡山 1488 番地 7
77	NO.78	水戸土木事務所	城里町大字上青山 727-1 番地先
78	NO.79	水戸土木事務所	城里町大字下古内 653-1 番地先
79	NO.80	水戸土木事務所	城里町大字下古内 2329 番地先
80	NO.81	水戸土木事務所	笠間市大橋 1362-8 番地先
81	NO.82	水戸土木事務所	笠間市大橋 2811 番地先
82	NO.83	水戸土木事務所	笠間市福田 727 番地先
83	NO.84	水戸土木事務所	城里町大字高久 472-3 番地先
84	NO.85	水戸土木事務所	城里町大字阿波山字会の田 2697 番地先
85	NO.86	水戸土木事務所	常陸大宮市小野 2982-1 番地先
86	NO.87	水戸土木事務所	常陸大宮市工業団地 1-18 番地先
87	NO.88	水戸土木事務所	常陸大宮市石沢 2106 番地先
88	NO.89	水戸土木事務所	常陸大宮市下町 1461-1 番地先
89	NO.90	水戸土木事務所	常陸大宮市富岡 194-1 番地先
90	NO.91	水戸土木事務所	常陸太田市花房町 302-1 番地先
91	NO.92	水戸土木事務所	常陸太田市久米町 179-1 番地先
92	NO.93	水戸土木事務所	常陸太田市藤田町 1107 番地先
93	NO.94	水戸土木事務所	常陸太田市谷河原町 902 番地先
94	NO.95	水戸土木事務所	常陸太田市内田町 2219-2 番地先
95	NO.96	水戸土木事務所	常陸太田市小目町 1497-1 番地先
96	NO.97	水戸土木事務所	稲敷市西代字北田 119 番 1 地先

97	NO.98	水戸土木事務所	稲敷市佐原下手字下手 40 番 1 地先
98	NO.99	水戸土木事務所	稲敷市八筋川字ト杭 72 番 1 地先
99	NO.100	水戸土木事務所	潮来市永山字ニツ谷 365 番 1 地先
100	NO.101	水戸土木事務所	行方市麻生字田畑 557 番 1 地先
101	NO.102	水戸土木事務所	行方市小高字池下 19 番 1 地先
102	NO.103	水戸土木事務所	行方市橋門字一の町 292 番 1 地先
103	NO.104	水戸土木事務所	行方市於下字三田尻 1170 番 1 地先
104	NO.105	水戸土木事務所	行方市井上字大堤 232 番 1 地先
105	NO.106	水戸土木事務所	行方市甲字流 2173 番 2 地先
106	NO.107	水戸土木事務所	行方市甲字海辺 1964 番 4 地先
107	NO.108	水戸土木事務所	行方市甲字川向 576 番 1 地先
108	NO.109	水戸土木事務所	行方市浜字坂下 105 番地先
109	NO.110	水戸土木事務所	行方市羽生字三反田 2391 番地先
110	NO.111	筑西土木事務所	土浦市手野町 94 番地 1 先
111	NO.112	筑西土木事務所	土浦市手野町 3218 番地 1 先
112	NO.113	筑西土木事務所	かすみがうら市戸崎原 2758 番地 2 先
113	NO.114	筑西土木事務所	かすみがうら市深谷 347 番地 2 先
114	NO.115	筑西土木事務所	かすみがうら市深谷 2934 番地 2 先
115	NO.116	筑西土木事務所	かすみがうら市下大堤 477 番地 1 先
116	NO.117	筑西土木事務所	かすみがうら市岩坪 1899 番地先
117	NO.118	筑西土木事務所	かすみがうら市田伏 3051 番地先
118	NO.119	筑西土木事務所	かすみがうら市田伏
119	NO.120	筑西土木事務所	阿見町中央 8 丁目 7 番地
120	NO.121	筑西土木事務所	阿見町若栗 3412 番地 1 先
121	NO.122	筑西土木事務所	阿見町吉原 1694 番地 2 先
122	NO.123	筑西土木事務所	牛久市久野町 2804 番地先
123	NO.124	筑西土木事務所	牛久市正直町 144 番地先
124	NO.125	筑西土木事務所	龍ヶ崎市貝原塚町 1174 番地 4 先
125	NO.126	筑西土木事務所	龍ヶ崎市羽原町 1430 番地 1 先
126	NO.127	筑西土木事務所	龍ヶ崎市入地町 2578 番地 11 先
127	NO.128	筑西土木事務所	龍ヶ崎市馴馬町 518 番地 6 先
128	NO.129	筑西土木事務所	龍ヶ崎市砂町 2800 番地 2 先
129	NO.130	筑西土木事務所	龍ヶ崎市八千代町 176-1 番地先

130	NO.131	筑西土木事務所	稲敷市上根本 2115 番地先
131	NO.132	筑西土木事務所	龍ヶ崎市下根本 3 番地先
132	NO.133	筑西土木事務所	稲敷市柴崎 6762 番地先
133	NO.134	筑西土木事務所	稲敷市下太田 292 番地先
134	NO.135	筑西土木事務所	稲敷市清水 55 番地先
135	NO.136	筑西土木事務所	稲敷市横須賀 1125 番地先
136	NO.137	筑西土木事務所	筑西市一本松 486 番 3 地先
137	NO.138	筑西土木事務所	常総市三坂町 930 番地先
138	NO.139	水戸土木事務所	茨城町小堤 1076 番地内
139	NO.140	水戸土木事務所	茨城町神宿 1314 番 1 地先
140	NO.142	水戸土木事務所	茨城町宮ヶ崎 220 番 12 地先
141	NO.143	水戸土木事務所	鉾田市箕輪 3604 番
142	NO.144	水戸土木事務所	鉾田市下太田 868 番地先
143	NO.145	水戸土木事務所	大洗町成田町 1788 番 1 地先
144	NO.146	水戸土木事務所	行方市麻生字馬場下 1740 番 3 地先
145	NO.147	水戸土木事務所	行方市麻生字上十三岡 3450 番 14 地先
146	NO.148	水戸土木事務所	行方市麻生字中林 860 番 7 地先
147	NO.149	水戸土木事務所	行方市四鹿 53 番 2 地先
148	NO.150	水戸土木事務所	行方市繁昌 1713 番 1 地先
149	NO.151	水戸土木事務所	行方市山田 319 番 1 地先
150	NO.152	水戸土木事務所	行方市三和 2728 番地先
151	NO.153	水戸土木事務所	行方市成田 672 番 2 地先
152	NO.154	水戸土木事務所	行方市三和 2265 番 2 地先
153	NO.155	水戸土木事務所	鉾田市串挽 994 番地先
154	NO.156	水戸土木事務所	潮来市牛堀字山下 465 番 1 地先
155	NO.157	水戸土木事務所	潮来市上戸字諏訪後 372 番 4 地先
156	NO.159	水戸土木事務所	潮来市大塚野 1 丁目 9 番 21 地先
157	NO.160	水戸土木事務所	潮来市潮来字宮内 1027 番 1 地先
158	NO.161	水戸土木事務所	潮来市曲松 2695 番 1 地先
159	NO.162	水戸土木事務所	潮来市洲崎 782 番 1 地先
160	NO.163	水戸土木事務所	潮来市延方字堂津 3817 番 1 地先
161	NO.164	水戸土木事務所	鹿嶋市大船津 2400 番 2 地先
162	NO.165	水戸土木事務所	鉾田市安房 2318 番地先

163	NO.166	水戸土木事務所	鉾田市徳宿 1798 番地先
164	NO.167	水戸土木事務所	鉾田市大戸 119 番 35 地先
165	NO.168	水戸土木事務所	鉾田市造谷 996 番地先
166	NO.169	水戸土木事務所	鉾田市田崎 3907 番 1 地先
167	NO.170	筑西土木事務所	笠間市福原 714 番地先
168	NO.171	筑西土木事務所	桜川市木植 130 番地先
169	NO.172	筑西土木事務所	石岡市大増 1191 番地先
170	NO.173	筑西土木事務所	石岡市大塚 960 番地先
171	NO.174	筑西土木事務所	石岡市宇治会 1127 番 1 地先
172	NO.175	筑西土木事務所	石岡市柿岡 4430 番 1 地先
173	NO.176	筑西土木事務所	石岡市柿岡 2945 番 6 地先
174	NO.177	筑西土木事務所	石岡市金指 323 地先
175	NO.178	筑西土木事務所	石岡市川又 1965 地先
176	NO.179	筑西土木事務所	石岡市半田 169 地先
177	NO.180	筑西土木事務所	かすみがうら市中志築 2187 地先
178	NO.181	筑西土木事務所	かすみがうら市下志築 98 地先
179	NO.182	筑西土木事務所	石岡市総社 2 丁目 7-40 地先
180	NO.183	筑西土木事務所	筑西市海老江 448 番 2 地先
181	NO.184	筑西土木事務所	筑西市松原 1564 番 6 地先
182	NO.185	筑西土木事務所	筑西市宮山 490 番地先
183	NO.186	筑西土木事務所	筑西市宮後 19 番 16 地先
184	NO.187	筑西土木事務所	つくば市北条 5042 地先
185	NO.188	筑西土木事務所	つくば市北条 2293 地先
186	NO.189	筑西土木事務所	つくば市小田 1878-7 地先
187	NO.190	筑西土木事務所	つくば市大形 907-2 地先
188	NO.191	筑西土木事務所	土浦市藤沢 1022 地先
189	NO.192	筑西土木事務所	土浦市大畑 950 地先
190	NO.193	筑西土木事務所	土浦市並木 2 丁目 19-5 地先
191	NO.194	水戸土木事務所	水戸市小泉町 100 番 1 地先
192	NO.195	水戸土木事務所	ひたちなか市柳沢 2814 番地先
193	NO.196	水戸土木事務所	ひたちなか市部田野 2979 番 1 地先
194	NO.197	水戸土木事務所	ひたちなか市新光町 49 番地先
195	NO.198	水戸土木事務所	ひたちなか市新光町 15 番地先

196	NO.199	水戸土木事務所	ひたちなか市長砂 257 番 1 地先
197	NO.200	水戸土木事務所	東海村村松 81 番 3 地先
198	NO.201	水戸土木事務所	東海村村松 231-4 番地先
199	NO.202	水戸土木事務所	東海村東海村豊岡 422 番地先
200	NO.203	水戸土木事務所	日立市南高野 1 丁目 969 番 1 地先
201	NO.204	水戸土木事務所	水戸市中河内町 2531-1 番地先
202	NO.205	水戸土木事務所	那珂市豊喰 107-1 番地先
203	NO.206	水戸土木事務所	那珂市飯田 2643-1 番地先
204	NO.207	水戸土木事務所	那珂市飯田 3363-4 番地先
205	NO.208	水戸土木事務所	那珂市戸崎 67-6 番地先
206	NO.209	水戸土木事務所	那珂市古徳 4637-2 番地先
207	NO.210	水戸土木事務所	常陸大宮市下村田 2636-8 番地先
208	NO.211	水戸土木事務所	常陸大宮市泉 462-4 番地先
209	NO.212	水戸土木事務所	小美玉市倉敷 869 番 1 地先
210	NO.213	水戸土木事務所	鉾田市畑田 291 番 7 地先
211	NO.214	筑西土木事務所	稲敷市柴崎 608 番地先
212	茨 NO.1	水戸土木事務所	小美玉市外之内字北山 483 番
213	茨 NO.2	水戸土木事務所	水戸市飯富町 5279 番地先
214	茨 NO.3	水戸土木事務所	笠間市長兔路字前原 1163-41 番地先
215	茨 NO.4	水戸土木事務所	茨城町海老沢 352 番 3 地先
216	MI6-01	筑西土木事務所	常総市三坂町 1544 番地先
217	IG6-01	筑西土木事務所	常総市大房 501 番地先
218	IG6-02	筑西土木事務所	常総市本石下 4610
219	IG6-03	筑西土木事務所	常総市原宿 15 番地先
220	仮 TY6-01	筑西土木事務所	下妻市原 487 番地先
221	SNO.4	筑西土木事務所	下妻市若柳字東宿丙 351 番 1
222	SNO.7	筑西土木事務所	下妻市若柳字久保乙 133 番 3
223	SNO.17	筑西土木事務所	下妻市北大宝字南坂ノ上 297 番 3
224	SNO.29	筑西土木事務所	下妻市下妻字坂本 1036 番 3
225	SNO.50	筑西土木事務所	下妻市本宗道 89 番地
226	SJ5-01	筑西土木事務所	筑西市黒子 214 番 1 地先
227	SD5-01	筑西土木事務所	筑西市野殿 1596 番地先
228	SD5-02	筑西土木事務所	筑西市嘉家佐和 1772 番地先

229	Ⅱ-62	筑西土木事務所	筑西市門井字下宿 61・62 合併
230	Ⅱ-63	筑西土木事務所	筑西市古郡 518-2 番地
231	Ⅱ-66	筑西土木事務所	筑西市市野辺字柳町 39-1 番地
232	県庁 NO.0	水戸土木事務所	水戸市笠原町 978-6 番地内
233	1	水戸土木事務所	北茨城市華川町花園 110-1 番地先
234	2	水戸土木事務所	北茨城市関本町富士ヶ丘 617-1 番地先
235	3	水戸土木事務所	高萩市大字横川字向 1533-1 番地先
236	4	水戸土木事務所	高萩市大字上君田字大幡 636 番地先
237	5	水戸土木事務所	北茨城市中郷町松井 1888 番地先
238	6	水戸土木事務所	大子町大字大子 771-2 番地先
239	7	水戸土木事務所	大子町大字小生瀬 45-1 番地先
240	8	水戸土木事務所	高萩市大能 373 番地先
241	9	水戸土木事務所	高萩市高萩 484 番地
242	10	水戸土木事務所	大子町大字西金 503-2 番地先
243	11	水戸土木事務所	常陸太田市下高倉町 1266 番地先
244	12	水戸土木事務所	日立市十王町高原 607 番地先
245	13	水戸土木事務所	日立市十王町高原 9-1 番地先
246	14	水戸土木事務所	日立市下深荻町 2268-1 番地先
247	15	水戸土木事務所	常陸大宮市西野内 157 番地先
248	16	水戸土木事務所	日立市入四間町 863-48 番地先
249	17	水戸土木事務所	常陸太田市西染町 1220-2 番地先
250	18	水戸土木事務所	常陸大宮市上小瀬 1415-1 番地先
251	19	水戸土木事務所	常陸太田市茅根町 1661-1 番地先
252	20	水戸土木事務所	常陸太田市玉造町 98-1 番地先
253	21	水戸土木事務所	常陸大宮市田子内町 3035-4 番地先
254	22	水戸土木事務所	常陸大宮市野口 1590 番地先

別紙 2 (第 4 条関係)

茨城県公共基準点使用条件

1. 公共基準点の使用にあたっては、使用者は、基準点管理者及び立ち入る施設の管理者に、あらかじめ作業目的、作業期間、連絡先等の説明をし、承諾を得ること。
2. 施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までを原則とする。ただし、立ち入る施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
3. 使用者は、公共基準点の使用時には「茨城県公共基準点使用承認書」(様式第 2 号)を常時携帯すること。
4. 使用にあたっては、公共基準点の取り扱いに留意し保身に努めるとともに、周辺についても汚さないよう注意すること。
5. マンホールの開閉に際しては、蓋を閉めるときは蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。また、一時的に基準点から離れる場合は、その都度蓋を閉じること。
6. 公共基準点本体及び立ち入り施設等に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
7. 使用者は、測量標及びその周辺に異常を認めた場合や、測量標付近に工事の予定がある場合は、速やかに基準点管理者に連絡すること。
8. 使用者は、当該測量の位置の精度を確保するため、必要に応じて使用する公共基準点の点検測量を実施すること。
9. 使用者は、測量標の使用を完了したときは、速やかに「茨城県公共基準点使用報告書」(様式第 3 号)を基準点管理者に提出すること。

様式第1号（第4条関係）

茨城県公共基準点使用承認申請書	
年 月 日	
茨城県土木部用地課長 様	
申請者 住 所 名 称 担当者 電 話	
公共基準点の使用について下記のとおり申請します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
測 量 地 域	
使 用 点 番 号	計 _____ 点
測量の種類方法	
測 量 計 画 者	名 称
	委託件名
	担当者名
	所 在 地
	連 絡 先
測 量 作 業 者	名 称
	作業責任者
	連 絡 先
備 考	

※案内図（使用点及び測量地域の位置関係を明示）を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

茨城県公共基準点使用承認書	
第 _____ 号 年 月 日	
(申請者) 様	
茨城県土木部用地課長	
公共基準点の使用について下記のとおり承認します。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
使 用 点 番 号	計 _____ 点
測 量 作 業 者	
承認条件 1. 別紙2「茨城県公共基準点使用条件」を厳守のこと。 2. 使用完了後は、速やかに使用報告書（様式第3号）を提出すること。	
担 当 者 連 絡 先	茨城県土木部用地課 職氏名 TEL

様式第3号（第4条関係）

茨城県公共基準点使用報告書				
年 月 日				
茨城県土木部用地課長 様				
報告者 住 所 名 称 担当者 電 話				
年 月 日付け用第 号で承認を受けた、公共基準点の使用による測量作業を完了したので報告します。				
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）			
測量作業者				
等級	基準点番号	判定	異常の状態	備考
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	

※使用した公共基準点の現況写真を添付すること。

様式第4号（第5条関係）

茨城県公共基準点付近での工事施工届出書		
年 月 日		
茨城県土木部用地課長 様		
住 所 名 称 届出者 担当者 電 話		
公共基準点付近での工事施工について、次のとおり届出ます。		
公共基準点番号		
工 事 件 名		
路 線 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）	
工 事 発 注 者	所 在 地	
	名 称	
	担 当 者 名	
	連 絡 先	
添 付 資 料	1.位置図, 2.平面図, 3.断面図, 4.現況写真, 5.その他	
備 考		

※工事完了後は、速やかに工事完了報告書（様式第5号）を提出すること。

様式第5号（第5条関係）

茨城県公共基準点付近での工事完了報告書				
年 月 日				
(公共基準点管理者) 様				
住 所				
名 称				
報告者 担当者				
電 話				
年 月 日付けで届出をした公共基準点付近での工事について、工事が完了したので、次のとおり報告します。				
工 事 件 名				
工 事 場 所				
工 事 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
工 事 発 注 者		名 称		
		担当者		
等 級	基準点番号	判 定	異 常 の 状 態	備 考
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
		異常・正常	亡失・き損・傾斜・その他 ()	
備 考				

※基準点の効用に支障をきたした場合は、要領第7条により機能の回復を図ること。

※ " 現況写真を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

茨城県公共基準点 {撤去} {移設} 承認申請書		
年 月 日		
茨城県土木部用地課長 様		
住 所		
名 称		
申請者 担当者		
電 話		
下記により公共基準点の {撤去} {移設} についての承認を申請します。		
公共基準点番号		
撤去移設の理由		
工 事 件 名		
路 線 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
撤去移設期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
工 事 発 注 者	名 称	
	担当者	
撤去又は移設を行う 測量施行者	名 称	
	担当者	
	資 格	測量士 登録番号 氏名
添 付 資 料	1. 位置図, 2. 平面図, 3. 写真, 4. 再設位置図, 5. その他	

様式第7号（第6条関係）

茨城県公共基準点 { 撤去 移設 } 承認書	
(申請者) 様	第 号 年 月 日
茨城県土木部用地課長	
公共基準点の { 撤去 移設 } について下記のとおり承認します。	
公共基準点番号	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
承認の条件	1. 撤去又は移設は、年 月 日までに行うこと。 2. 撤去又は移設を行う測量施行者は、承認申請書に記載された者とする。 3. 撤去又は移設に伴う一切の費用は、申請者が負担すること。 4. 撤去又は移設完了後は、速やかに完了届（様式第9号）を提出すること。 5. 承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。 6. 疑義が生じた場合には所管部署と協議し、その指示に従うこと。 7. その他、関係法令等を厳守すること。
担当者連絡先	

様式第8号（第6条関係）

茨城県公共基準点 { 撤去 移設 } 請求書	
年 月 日	
茨城県土木部用地課長 様	
住 所	
名 称	
申請者	
担当者	
電 話	
下記により公共基準点の { 撤去 移設 } を請求します。	
撤去移設の理由	
請 求 場 所	
撤去移設する 公共基準点番号	
備 考	

<p>茨城県公共基準点機能回復完了届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県土木部用地課長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">担当者</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>公共基準点の機能回復が完了しましたので、下記のとおり届出ます。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
完 了 年 月 日	年 月 日	
工 事 発 注 者	名 称	
	担 当 者	
測 量 施 行 者	名 称	
	担 当 者	
	資 格	測量士 登録番号 氏名
機 能 回 復 を し た 公 共 基 準 点	No	基 準 点 番 号
	1	
	2	
	3	
添 付 成 果 品	1. 測量成果品一式（観測手簿、計算簿、成果表、点の記、制度管理表、検定書など） 2. 完了写真 3. その他	
備 考		

※測量成果品については、作業規程（第45条・第46条）に基づき作成すること。